第二八回

参第一三号

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部 を改正する法律(案)

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同条第二項中「世帯主たる職員に対しては三トン、その他の職員に対しては一トンを、それぞれ公定小売価格」を「次の表の上欄に掲げる支給地域の区分に応じ、世帯主たる職員に対しては同表の中欄に掲げる数量、その他の職員に対しては同表の下欄に掲げる数量を、それぞれ時価」に改め、同項に次の表を加える。

支給地域の区分	世帯主たる職員	その他の職員
甲 地	四トン	ー・三トン
乙 地	三・五トン	ー・ートン
丙 地	三・一トン	ートン

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次 に次の一項を加える。

3 前項の表に掲げる支給地域の区分は、別表に掲げるところによる。 本則に次の別表を加える。

別表 石炭手当支給地域区分

甲	地	旭釧帯北網留稚紋士名根空上後 日十釧場川路広見走萠内別別寄室知川志 高勝路宮市市市市市市市市市市市支支支 支支支工市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	沼田町、幌加内村、納内村及び多度志村 倶知安町、喜茂別町、京極村、真狩村、狩太村及び留寿都 村 日高村
		十勝支庁管内	

Z ±	中	札幌市		
		小樽市		
		江別市		
		夕張市		
		岩見沢市		
		苫小牧市		
		美唄市		
		芦別市		
		赤平市		
		三笠市		
		石狩支庁管内		
		空知支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域		
		後志支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域		
		檜山支庁管内 瀬棚町、北檜山町、今金町、大成村及び奥尻村		
		胆振支庁管内 鵡川町、追分町、白老村、大滝村、穂別村、厚真村及び早		
		来村		
		日高支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域		
丙均	译	函館市		
		室蘭市		
		檜山支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域		
		渡島支庁管内		
		胆振支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域		

備考 この表に掲げる名称は、昭和三十三年四月一日における名称とし、同表に定める 地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、 その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によ つて影響されないものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国家公務員に支給される寒冷地手当及び石炭手当の支給額の限度をそれぞれ引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費 総額 約七億六千九百万円